

令和7年2月28日

各位

岩手県森林組合連合会

原木納入時に必要な書類について

平素より本会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年4月1日より改正クリーンウッド法の施行に伴い、素材生産販売事業者（出荷者）は第一種木材関連事業者（原木市場）に対して、原材料情報の証明書の提出が義務化されます。

つきましては、原木納入時には必ず「盛岡木材流通センター搬入開始届」にご記入の上、伐採及び造林の届出書（適合通知書）、保安林伐採許可書、立木伐採許可書（契約書）等の写しと一緒にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※合法木材認定事業者様につきましても、上記書類の提出は必要となりますのでご留意ください。

ご提出いただけない場合、「合法性の確認ができない木材」という扱いになり、販売が出来なくなる可能性があります。

お手数をおかけしまして申し訳ございませんが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

岩手県森林組合連合会 宛

盛岡木材流通センター搬入開始届

次のとおり盛岡木材流通センターに搬入しますので届け出します。

出荷者名			
運搬開始予定	令和 年 月 日 ()		
運搬終了予定	令和 年 月 日 ()		
出材場所	県	市町村	森林所在地又は山土場名
出荷樹種	スギ ・ カラマツ ・ アカマツ ・ 広葉樹 ・ ()		
種類	用材 ・ 細材	出材予定量	m ³
インボイス	適格事業者 ・ 適格事業者以外 ・ 森林組合買取届		
運搬者	自車 ・ 運送業者 ()		
備考 (精算書に載せたい 名前等)	記入がない場合は森林所在地又は山土場名で表示されます		

- (注) ①本開始届は、搬入開始前に必ず提出してください。
②伐採届(写)等を添付して下さい。
③この届け出は、出材場所が変わる毎に提出して下さい。
④該当欄に記入または該当事項を○で囲んでください。

岩手県森林組合連合会
盛岡木材センター
TEL 019-697-7415
FAX 019-697-7417

岩手県森林組合連合会 宛

盛岡木材流通センター搬入開始届

次のとおり盛岡木材流通センターに搬入しますので届け出します。

出荷者名	〇〇地方森林組合		
運搬開始予定	令和 5 年 10 月 10 日 (火)		
運搬終了予定	令和 5 年 11 月 30 日 (木)		
出材場所	県	市町村	森林所在地又は山土場名
	岩手県	盛岡市	□□山
出荷樹種	スギ ・ カラマツ ・ アカマツ ・ 広葉樹 ・ ()		
種類	用材 ・ 細材	出材予定量	100 m ³
	適格事業者 ・ 適格事業者以外 ・ 森林組合買取山		
運搬者	自車 ・ 運送業者 ()		
備考 (精算書に載せたい 名前等)	田山山男山		
	記入がない場合は森林所在地又は山土場名で表示されます		

- (注) ①本開始届は、搬入開始前に必ず提出してください。
②伐採届(写)等を添付して下さい。
③この届け出は、出材場所が変わる毎に提出して下さい。
④該当欄に記入または該当事項を○で囲んでください。

岩手県森林組合連合会
盛岡木材センター
TEL 019-697-7415
FAX 019-697-7417